

## 阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、阿久比町で創業して事業所を開設しようとする個人及び新たな取り組みにチャレンジする創業後5年以内の事業者に対し、初期投資費用の一部を補助することにより、地域経済の活性化、雇用創出並びに産業振興に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合を除く。）

(2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等

### (補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げる個人又は個人事業者若しくは法人であること。

ア 事業を営んでいない個人であり、補助金交付決定年度の2月末日までに阿久比町内（以下「町内」という。）に主たる事業所を置いて創業し、事業を営もうとする者

イ 申請日時点において創業後5年以内であり、補助金交付決定年度の2月末日までに新たな取り組みにチャレンジする、町内に主たる事業所を有する中小企業者等

ウ 申請日時点において創業後5年以内であり、補助金交付決定年度の2月末日までに新たな取り組みにチャレンジする、町内に登記上の本店を置く法人

- (2) 個人又は個人事業者にあつては、補助金交付決定年度の2月末日までに町内に住所を有すること。
- (3) 補助金を受けて行う事業の開始日から3年以上の事業継続が見込まれること。
- (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が阿久比町から発行されていること。ただし、他市町村の制度等に基づく同種の支援を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 創業計画書を作成しており、事業計画が実現可能であつて、地域経済への波及や雇用への寄与が認められること。
- (6) フランチャイズ又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- (7) 許認可を要する業種において創業又は新たな取り組みにチャレンジする場合は、補助金交付決定年度の2月末日までに営業許可証等当該許認可を受けていること。
- (8) 補助金交付決定年度の2月末日までに阿久比町商工会の会員となること又は申請日時時点で会員であること。
- (9) 町税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けた者
- (2) 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でない町長が認める者

（補助対象経費）

第5条 補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金交付決定の日から当該年度の2月末日までに要した事業に必要な経費のうち、別表第1に定める経費とする。ただし、国、県又は民間団体等から補助金等を受ける対象経費については補助対象としなない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内とし、50万円を上限とする。

2 次の各号に該当する場合は、前項に規定する額に加えて当該各号に定める額を加算する。

(1) 空き家加算 10万円

空き家（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条に規定する空家等で、原則1年以上居住その他の用途で使用されていないことが常態化しているもの）を活用する場合

(2) 移住加算 5万円

個人又は個人事業者が補助金交付決定年度の2月末日までに阿久比町に住民票を異動して移住し、異動日から3年以上継続して居住する意思を有する場合

(3) 年齢加算 5万円

前号に規定する者が、申請日時点で満39歳以下である場合

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 補助金の交付は、補助対象者につき1回とする。

5 阿久比町が交付する補助金の総額は、予算で定める額の範囲内とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業計画書（様式第2号）

(2) 特定創業支援等事業又は同制度等に基づく同種のものによる支援を受けたことの証明書の写し

(3) 創業計画書の写し

(4) 町税を滞納していないことを証する書類の写し

(5) 補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類の写し

(6) 個人にあつては本人確認書類の写し、個人事業者にあつては本人確認書類の写し、開業届出書の写し及び直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は省略可）、法人にあつては履歴事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）の写し及び直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は、確定申告書の代わりに法人設立届出書

の写しでも可)

(7) 事業所の場所が分かる位置図

(8) 補助金の額を加算して申請する場合は、各加算要件に該当していることが確認できる書類の写し

(9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、阿久比町創業チャレンジ支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、当該交付決定に係る事業(以下「補助対象事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ阿久比町創業チャレンジ支援補助金変更交付申請書(様式第5号)に第7条に掲げる書類(当該内容の変更に係るものに限る。)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長と交付対象者が協議の上、軽微な変更と認められる場合は、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請による補助金交付決定額の増額はしないものとする。

3 町長は、第1項の申請の提出があった場合は、その内容を審査し、その適否を決定する。

4 町長は、前項の規定により変更交付を決定したときは、阿久比町創業チャレンジ支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、当該変更交付決定に条件を付することができる。

5 町長は、第3項の規定により変更交付をしない決定をしたときは、阿久比町創業チャレンジ支援補助金変更不交付決定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止)

第10条 交付対象者は、補助対象事業を中止する場合は、速やかに、阿久比町創業チャレンジ支援補助金取消届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、阿久比町創業チャレンジ支援補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いが完了したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象事業の実施状況が分かる書類
- (3) 個人にあつては、開業届出書の写し
- (4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書の写し(発行日から3月以内のもの)
- (5) 許認可を要する業種においては、営業許可証等当該許認可を受けたことを証する書類の写し
- (6) 移住加算を申請していた場合は、住民票の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付額確定通知書(様式第10号。以下「交付額確定通知書」という。)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により交付額確定通知書を受けた交付対象者は、速やかに阿久比町創業チャレンジ支援補助金請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金があるときはその全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(調査)

第15条 町長は、交付対象者に対し、必要と認める書類の提出を求め、並びに職員に書類及び実施状況の調査をさせることができる。

(書類の整備)

第16条 交付対象者は、申請に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	対象	対象外
事業所の新設・改装工事費	事業所の新設・改装に係る外装工事費、内装工事費	住居等を兼用する場合で、事業所と明確に区分できない工事費
事業所の賃借料	新たに開設する事業所の賃借料（共益費含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居等を兼用する場合</li> <li>・敷金、礼金、仲介手数料、駐車場費、光熱水費、保険料等</li> <li>・補助対象者の三親等内の親族が所有する不動産の賃借料</li> </ul>
広告宣伝費	販路開拓に必要な広告宣伝に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺作成費</li> <li>・切手購入費</li> <li>・コンサルティング費</li> </ul>
登記費用	商号登記に係る登録免許税、法人登記に係る登録免許税及び定款認証料、登記に係る司法書士等への報酬費用	
移動販売車の車両購入・改装費用	移動販売車として使用する車両の本体価格及び改装に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両購入の場合、車両本体価格以外の費用</li> <li>・改装の場合、移動販売以外の目的でも使用できる汎用性の高いものに係る費用</li> </ul>

阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者

(〒 ー )

住 所

※個人又は個人事業者は住民票上の住所、  
法人は法人登記上の所在地を記載

法人名・屋号

代表者職・氏名

※個人又は個人事業者は氏名のみを記載

阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_円

2. 添付書類（裏面記載のとおり）

3. 該当する項目の□にチェックを入れてください

- 申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 阿久比町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有している者ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
- 政治団体、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 補助対象経費について他の補助金等の交付を受けません。

（移住加算を申請する場合）

- 阿久比町に住民票を異動して移住し、異動日から3年以上継続して居住する意思があります。

## 添付書類

- (1) 補助対象事業計画書（様式第2号）
- (2) 特定創業支援等事業又は同制度等に基づく同種のものによる支援を受けたことの証明書の写し
- (3) 創業計画書の写し
- (4) 町税を滞納していないことを証する書類の写し
- (5) 補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類の写し
- (6) 個人にあつては本人確認書類の写し、個人事業者にあつては本人確認書類の写し、開業届出書の写し及び直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は省略可）、法人にあつては履歴事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）の写し及び直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は、確定申告書の代わりに法人設立届出書の写しでも可）
- (7) 事業所の場所が分かる位置図
- (8) 補助金の額を加算して申請する場合は、各加算要件に該当していることが確認できる書類の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

補助対象事業計画書

1. 申請者の概要

氏名・事業者名 ※個人事業者は事業者名を記載	
住 所 ※個人事業者は事業所所在地を記載	〒
電話番号	
メールアドレス	

2. 事業概要（補助対象事業）

業 種	
法人名・屋号	
事業所所在地 ※新規事業は予定地でも可	〒
事業開始予定日	年 月 日
事業開始に必要な許認可等	名 称： 取得（予定）年月日： 年 月 日
事業内容	

3. 事業費（補助対象事業）

【収入】

項目	金額
補助金	円
自己資金	円
借入金	円
その他	円
合計	円

【支出】

項目	金額
	円
	円
	円
	円
合計	円

【補助対象経費】

項目	内訳	金額（税抜）
事業所の新設・改装工事費		
	小計	円
事業所の賃借料		
	小計	円
広告宣伝費		
	小計	円
登記費用		
	小計	円
移動販売車の車両購入・改装費用		
	小計	円
合計①		円

【補助金加算分】

項目	金額
空き家加算②	円
移住加算③	円
年齢加算④	円

4. 補助金申請額

①×1/2（上限50万円）+②+③+④= \_\_\_\_\_円  
 （千円未満切り捨て）

第 号  
年 月 日

様

阿久比町長 印

阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿久比町創業チャレンジ支援補助金の交付申請につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金                      円

条 件

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿久比町長 印

阿久比町創業チャレンジ支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿久比町創業チャレンジ支援補助金の交付申請につきまして、審査の結果、下記により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第9条関係）

阿久比町創業チャレンジ支援補助金変更交付申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者

(〒 — )

住 所

※個人又は個人事業者は住民票上の住所、  
法人は法人登記上の所在地を記載

法人名・屋号

代表者職・氏名

※個人又は個人事業者は氏名のみを記載

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿久比町創業  
チャレンジ支援補助金について、阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付要  
綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更交付申請額 \_\_\_\_\_円

3. 変更後の補助対象経費 \_\_\_\_\_円

4. 添付書類（裏面記載のとおり）※変更に係るものに限る

5. 該当する項目の□にチェックを入れてください

申請内容及び添付書類に虚偽はありません。

## 添付書類

- (1) 補助対象事業計画書（様式第2号）
- (2) 特定創業支援等事業又は同制度等に基づく同種のものによる支援を受けたことの証明書の写し
- (3) 創業計画書の写し
- (4) 町税を滞納していないことを証する書類の写し
- (5) 補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類の写し
- (6) 個人にあつては本人確認書類の写し、個人事業者にあつては本人確認書類の写し、開業届出書の写し及び直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は省略可）、法人にあつては履歴事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）の写し及び直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は、確定申告書の代わりに法人設立届出書の写しでも可）
- (7) 事業所の場所が分かる位置図
- (8) 補助金の額を加算して申請する場合は、各加算要件に該当していることが確認できる書類の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類



様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿久比町長 印

阿久比町創業チャレンジ支援補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿久比町創業チャレンジ支援補助金の変更交付申請につきまして、審査の結果、下記により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

様式第8号（第10条関係）

阿久比町創業チャレンジ支援補助金取消届出書

年 月 日

阿久比町長 殿

（〒 ー ）

住 所

※個人又は個人事業者は住民票上の住所、  
法人は法人登記上の所在地を記載

法人名・屋号

代表者職・氏名

※個人又は個人事業者は氏名のみを記載

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿久比町創業  
チャレンジ支援補助金について、阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付要  
綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1. 中止の理由

阿久比町創業チャレンジ支援補助金実績報告書

年 月 日

阿久比町長 殿

(〒 ー )

住 所

※個人又は個人事業者は住民票上の住所、  
法人は法人登記上の所在地を記載

法人名・屋号

代表者職・氏名

※個人又は個人事業者は氏名のみを記載

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿久比町創業  
チャレンジ支援補助金について、阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付要  
綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の完了年月日 年 月 日

2. 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_円

3. 事業概要（補助対象事業）

業 種	
法人名・屋号	
事業所所在地	〒
事業開始日	年 月 日
事業開始に必要な許認可等	名 称： 取得年月日： 年 月 日
事業内容	

4. 事業費（補助対象事業）

【補助対象経費】

項目	内訳	金額（税抜）
事業所の新設・改装工事費		
	小計	円
事業所の賃借料		
	小計	円
広告宣伝費		
	小計	円
登記費用		
	小計	円
移動販売車の車両購入・改装費用		
	小計	円
合計①		円

【補助金加算分】

項目	金額
空き家加算②	円
移住加算③	円
年齢加算④	円

5. 補助金額

①×1/2（上限50万円）+②+③+④=\_\_\_\_\_円  
（千円未満切り捨て）

6. 添付書類（裏面記載のとおり）

7. 該当する項目の□にチェックを入れてください

- 申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 補助対象経費について他の補助金等の交付を受けていません。

## 添付書類

- (1) 補助対象経費の支払いが完了したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象事業の実施状況が分かる書類
- (3) 個人にあっては、開業届出書の写し
- (4) 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し（発行日から3月以内のもの）
- (5) 許認可を要する業種においては、営業許可証等当該許認可を受けたことを証する書類の写し
- (6) 移住加算を申請していた場合は、住民票の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

阿久比町長 印

阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました阿久比町創業  
チャレンジ支援補助金につきまして実績報告の審査結果に基づき、下記のとおり  
額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第11号（第13条関係）

阿久比町創業チャレンジ支援補助金請求書

年 月 日

阿久比町長 殿

請求者

( 千 一 )

住 所

※個人又は個人事業者は住民票上の住所、  
法人は法人登記上の所在地を記載

法人名・屋号

代表者職・氏名

※個人又は個人事業者は氏名のみを記載

年 月 日付け 第 号で額の確定があった阿久比町創業  
チャレンジ支援補助金について、阿久比町創業チャレンジ支援補助金交付要  
綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込先口座

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農業協同組合							本店 支店		
種別	普通	・	当座	口座番号						
(フリガナ)										
口座名義										

※「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。  
※口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。  
※ゆうちょ銀行を記載する場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に  
記載の7桁の番号）を記入してください。